

○綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程

平成27年12月28日

綾部市告示第245号

改正 平成28年3月28日告示第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市マスコットキャラクター「まゆピー」、綾部市の食のマスコットキャラクター「あやちゃん」及び綾部市の消防のマスコットキャラクター「けし太君」のデザイン（基本デザイン（別図）及びその展開デザインをいう。以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用承認基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標とし、又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(デザインの使用承認期間)

第3条 デザインの使用を承認する期間（以下「使用承認期間」という。）は、次条の規定による申請時において特に使用期間を定めない限り、第5条の規定により使用の承認をした日の属する年度の末日までとする。この場合において、当該使用承認について、当該期間の満了日までに使用者から特に申出のない場合は、使用承認を翌年度の末日まで継続することができるものとし、以降も同様とする。

(デザインの使用承認申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体その他の公的機関が広報その他これに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 本市が主催する事業の開催に協賛し、又は参加する団体が当該事業の広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

(デザインの使用承認等)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査の上、使用の可否を決定し、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 前条の規定によりデザインの使用承認を受けた者は、第4条の申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 第5条又は前条の規定によりデザインの使用承認又は変更承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用承認期間を遵守すること。
- (3) デザインの使用前に当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) 使用対象物件にまゆピーは「綾部市マスコットキャラクター まゆピー」、けし太君は「けし太君」の表記を付すこと。ただし、まゆピーについて当該表記を付すことが困難な場合は、「綾部市 まゆピー」の表記を付すこと。
- (6) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても市長はその責めを負わない。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該取消しのあった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(責任の制限)

第9条 デザインの使用により、使用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも市は一切その責めを負わない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日告示第 26 号）
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第 1 条関係）

綾部市マスコットキャラクター「まゆピー」



綾部市の食のマスコットキャラクター「あやちゃん」



綾部市の消防のマスコットキャラクター「けし太君」



年 月 日

綾部市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書

綾部市マスコットキャラクター（まゆピー・あやちゃん・けし太君）のデザインを使用したいので、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用内容

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（予定）

年 月 日～ 年 月 日

4 使用数量（製造個数）

5 有償又は無償の別

有償（売価 円）・無償

6 連絡先

担当者氏名

電話

ファクス

E - m a i l

7 添付書類（レイアウト、スケッチ、原稿、企画書等）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市マスコットキャラクター（まゆピー・あやちゃん・けし太君）のデザインの使用について、下記のとおり決定しましたので、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程第5条の規定に基づき通知します。

記

1 使用の可否 承認 ・ 不承認

2 承認条件

- (1) 承認内容は、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書のとおりとします。
- (2) 使用に際しては、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程を遵守してください。

3 不承認の場合の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

綾部市マスコットキャラクターデザイン使用承認変更申請書

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したので、綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更したい理由
- 2 変更内容

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)